

枚方京田辺環境施設組合
地球温暖化対策実行計画

令和8年（2026年）5月

枚方京田辺環境施設組合

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 目的
- 2 対象とする範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間

第2章 温室効果ガスの排出状況

第3章 温室効果ガスの削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

- 1 具体的な取組内容

第5章 計画の推進と実施状況の点検・評価

- 1 推進体制
- 2 点検・評価
- 3 公表

第1章 計画の基本的事項

1 目的

枚方京田辺環境施設組合（以下「本組合」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、本組合が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 対象とする範囲

本組合が実施している事務・事業を対象としています。
ただし、外部に委託して実施するものは除きます。

3 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項に規定されている6物質のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4物質を対象とします。パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、排出状況の把握が困難であることから対象外とします。

温室効果ガスの種類	排出源となる活動	地球温暖化係数 ¹
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用 自動車の走行 一般廃棄物の焼却 灯油の使用 都市ガスの使用	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行 一般廃棄物の焼却	28
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行 一般廃棄物の焼却	265
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの冷媒（HFC-134a）	1300

¹ 各温室効果ガスの温室効果の強さが種類によって異なることを踏まえ、二酸化炭素を1（基準）として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。数値は地球温暖化対策推進法施行令第4条より引用。

4 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とし、基準年度を平成29年度（2017年度）とします。

なお、ごみの焼却処理に関する基準年度は令和6年度（2024年度）とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成29年度（2017年度）に本組合が実施した事務・事業における温室効果ガスの排出量は下表のとおりです。

単位：kg-CO₂

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素（CO ₂ ）	6,627
メタン（CH ₄ ）	4
一酸化二窒素（N ₂ O）	82
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	29
総排出量	6,742

また、ごみの焼却処理については、令和8年3月31日から開始したため、基準となる温室効果ガスの排出量については、各構成市における令和6年度（2024年度）のごみの焼却による温室効果ガスの排出量の和を基準年度の排出量とします。

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素（CO ₂ ）	49,585
メタン（CH ₄ ）	12
一酸化二窒素（N ₂ O）	1,707
総排出量	51,304

第3章 温室効果ガスの削減目標

1 事務にかかる削減目標

令和12年度（2030年度）温室効果ガス排出量について、平成29年度（2017年度）総排出量と比べて50%の削減を目指します。

2 ごみの焼却処理にかかる削減目標

各構成市の計画に基づき、令和12年度（2030年度）温室効果ガス排出量について、令和6年度（2024年度）総排出量と比べて9%の削減を目指します。

第4章 目標達成に向けた取組

1 具体的な取組内容

(1) 一般廃棄物焼却量の削減

- ・各構成市の総合計画及び一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、減量化・資源化に取り組むことで、ごみの焼却量の削減を図ります。

(2) 再生可能エネルギー等の活用

- ・高効率廃棄物発電施設である枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設が稼働を開始するとともに、同施設に太陽光発電システム、電気自動車を導入します。
- ・既存の枚方市東部清掃工場においても廃棄物発電を行っていますが、適切な燃焼管理等により発電効率の向上を目指します。
- ・両施設とも発電で得た電力は、場内で使用し、余った電力は売却します。

(3) 設備等の運用改善や設備の更新による電力、燃料の使用量削減

- ・現有設備等の効率的な運用に努め、省エネルギー化を推進します。
- ・現在保有している設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い設備の導入を検討します。

(4) グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ・物品等の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を検討・推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

(5) 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電などの取組を定着させます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・用紙の節減、節水、ゴミの減量に努めます。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。

第5章 計画の推進と実施状況の点検・評価

1 推進体制

本計画の意義・目的を本組合職員が理解し、取組項目を積極的に実践することとします。

2 点検・評価

年度毎の年間の温室効果ガス排出量について、点検・評価し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

3 公表

年度毎の年間の温室効果ガス排出量を公表します。